

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な
方針の改正に関する諮問についての運輸審議会運輸安全確保部会
報 告 書

現行の「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」については、平成18年8月に運輸審議会の答申を受けて策定され、平成22年3月に改正されたものであるが、平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の導入から10年が経過しており、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況、特に平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機とした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する安全確保の社会的要請や、近年の社会環境の変化等により新たなリスクが顕在化している状況等を踏まえ、その内容の見直しを行うことが必要となっている。また、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」についても、こうした状況を踏まえ、事業者の取組を一層促進するための見直しを行うことが必要となっている。

こうした理由により、平成29年5月30日に国土交通大臣から運輸審議会に対し、平成29年5月30日付け国官運安第48号をもって、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正についての諮問がなされたところである。(運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの改正も基本的方針の改正の一部として諮問対象となっている。)

運輸審議会は、本事案については、運輸安全に関する専門的な見地から検討を行う必要があるとの判断から「運輸安全確保部会」に付託して審議を行うことを決定し、これを受けて同部会では2回にわたって審議を行ったところであるが、その結果について、同審議会に以下の通り報告するものである。

- 1 平成29年5月30日付け国官運安第48号をもって諮問された別紙1の案について、基本的方針の改正案は原案通り認めるとともに、運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの改訂案は、部会所属の委員、専門委員の意見を踏まえて別紙2のように一部修正を加えた上で認めることとする。
- 2 部会所属の委員、専門委員から出された主な意見と部会としての対応は次の通りである。

◎基本的方針の改正関係

改正内容については特段の意見がなかった。

◎運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの改訂関係

○ガイドラインの位置付け

- ・ 安全管理体制の構築・改善に係る取組は、全ての事業者において実施されるべきものであるが、「必要に応じて」との記載は、事業者によっては取組を行わなくても良いかのような誤解を与える可能性がある。これを「自社の状況に応じて」と修正することにより、取組を実施することを前提とした前向きな表現にすべきである。

【対応】意見のとおり原案を修正することとする。

○経営トップの責務

- ・ 新たに追加した社員・職員の高齢化や輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等への対応については、経営トップの認識も重要であるが、具体的な取組として実行されることを期待する。

【対応】原案においても、経営トップが認識した事項を実行に移すことが想定された記載内容になっていることから、原案のとおりとするが、意見を踏まえ、評価の現場で適切に運用されるよう所管部局に対して促すこととする。

○事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

- ・ 事故は、再発防止の観点から厳密に分析を行う必要があるが、ヒヤリ・ハットは、現場から数多く上げてもらい、社内で共有することが重要である。このため、個々のモードの特性・規模に応じつつ、この点を踏まえた評価を行うべきである。

【対応】事故、ヒヤリ・ハットの状況は、事業モードや事業規模の大小によっても異なっており、また、ガイドラインは汎用性のある記載とすべきであることも踏まえ、原案のとおりとするが、所管部局が作成・公表している冊子も活用し、評価の現場において適切に運用されるよう、所管部局に対して促すこととする。

- ・ ここで収集・分析すべき情報は、事故、ヒヤリ・ハット情報にとどまらない、いわば「安全情報」である。評価職員には認識をもってもらい、運用でしっかり対応してもらいたい。

【対応】評価の現場において、適切に運用されるよう、所管部局に対して促すこととする。

- ・ 「自主的な報告」は「自発的な報告」の方が用語として適当である。

【対応】意見のとおり原案を修正することとする。

○重大な事故等への対応

- ・ 感染症は、事前の対策を立てることが困難なことは理解するが、どのようにガイドライン上で取扱うことが適切か、今後とも検討して欲しい。

【対応】感染症は千差万別であり、伝染経路、脅威の度合い等を事前に想定することができないことから、運輸事業者が事前の対策を構築することは困難であり、原案のとおりとするが、感染症に対する政府全体の議論にあわせ、ガイドライン上の位置づけについて、引き続き検討を行うよう、所管部局に対して促すこととする。

◎中小規模運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの作成関係

○安全管理の取組状況の自己チェックリスト（別添2）

- ・ 事業者のチェックのしやすさを勘案し、各項目について、「～か」のような疑問形ではなく、「～いる」との表現に改めるべきである。

【対応】意見のとおりガイドラインを修正することとする。なお、「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」については、その内容の改正のタイミングに合わせて、自己チェックリストを改めることとする。

- ・ 特記事項欄に何を書くべきか記載例を作成するべきである。また、自己チェックリストは、「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」についても概ね同様の構成になっているので、記載例については、これらの2つのガイドラインにおいても参考になるような記載にすべきである。

【対応】自己チェックリストの記載例を作成し、関係する事業者に周知すること、記載例については、他モードにも参考になるものとするを所管部局に対して促すこととする。

- ・ 自己チェックリストをPDCAの改善活動として機能させるためには、経年でチェックすることを推奨するような記載が必要である。

【対応】自己チェックリストの記載例を作成し、経年チェックを推奨するよう、所管部局に対して促すこととする。

運輸審議会では、これらの意見を踏まえて、本事案の審議が行われることを望む。

別 記

運輸審議会運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員名簿

平成29年6月23日現在

(委 員)

原田 尚志 (部会長)
松田 英三 (部会長代理)
山田 攝子

(専門委員)

井川 勇喜夫
岡本 満喜子
小松原 明哲
酒井 ゆきえ
佐々木 司
谷口 綾子
渡辺 研司